

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	行政評価システムの導入			重点項目番号	7		
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	【現状】 平成18年度から行政評価を導入している。現在、市が行う全事務事業の評価を行っている。			番号	①		
	【問題点、必要性】 行政評価は自治基本条例第56条に導入が規定されており、市が行う事務事業についてマネジメントシステムを構築し、改革改善に活かすとともに、市の財政状況から事業の重点化を行い市政運営を行う必要がある。			担当課(執行する課)	総務部 行政改革推進課		
	【現状の客観的な説明】 全国市区で約50%、三重県内市町で34%(10/29市町)、県内市で64%(9/14市)で導入している。(平成18年10月現在)			責任者名(執行責任者)	行政改革推進課長 吉村 豊		
				担当課電話番号	22-9622		
対象等(なにが、だれが)	伊賀市職員及び市が行う事務事業			【金額】			
成果(対象がどうなるのか)	今後の事業実施等に評価結果を反映させることで、予算等の資源配分の最適化や実施方法の改善、職員の意識改革が促される。市が行う事務事業について、市民への説明責任が果たされる。					財政効果額(千円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか)	
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	【実施内容】 市が行う全事務事業について評価を行い、市の総合計画に位置付ける事業は基本施策内の優先度等を検証し基本施策の推進に反映させる。			【算定根拠】 ※行政評価システムは、事業費そのものの増減や決定を行うものではないため算定は不可能である。			
	【目標数値】 《最終目標》 評価を総合計画実施計画・予算編成に確実に反映させるしくみを構築する。施策評価を実施する。 《平成20年度の目標》 平成18年度実施事業の評価の反省をふまえ平成19年度実施の全事務事業を評価する。施策評価の実施方法を決定する。 《平成21年度の目標》 平成19年度実施事業の評価の反省をふまえ平成20年度実施の全事務事業を評価する。平成20年度時点で行っている2次評価を施策評価として実施する。 【目標の客観的な説明】 全国の行政評価導入市区の50%が政策・施策レベルで行政評価を導入している。行政資産の重点化を行ううえでは必要である。					特記事項	
目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目) (何をどれだけやるのか)	活動指標名	目標値	定義・算定式	行程表(いつまでにやるのか)			
					平成20年度		
					4月	10月	平成21年度
					4月	10月	平成22年度
					4月	10月	4月
					10月	4月	10月
					10月	10月	10月
システム検討委員会の開催				○	○	○	
システム及び評価実施説明会の開催				○	○	○	
評価シート作成依頼及び調整				⇄	⇄	⇄	
評価シートに係る協議実施				○	○	○	
評価内容の反映				⇄	⇄	⇄	
評価結果の公表				○	○	○	